

低所得の「子育て世帯生活支援特別給付金」のお知らせ

●ひとり親世帯分について

低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）に「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

支給対象者

- ①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている人【申請不要】
- ②令和5年4月分の新規児童扶養手当の支給を受けている人【申請不要】
- ③公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人（所得が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る）【要申請】
- ④食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人【要申請】

支給額 児童1人当たり一律5万円

申請手続き

- ①、②の対象者は、申請不要です。令和5年3月分及び4月分の児童扶養手当を支給している口座に、5月30日に振り込んでいます。
- ③、④の対象者は申請が必要です。必要書類等は市ホームページからダウンロードできます。



詳しくはこちら▲

●ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分について

低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外）に「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

支給対象者（ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く）

- ①竹原市から令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を受け取った人【申請不要】
※公務員の児童手当受給者は申請が必要
- ② ①以外の対象児童※（令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当の対象児童の場合、20歳未満）の養育者で、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人【要申請】
※令和6年2月末までに生まれた新生児も対象

支給額 児童1人当たり一律5万円

申請手続き

- ①の対象者は、申請不要です。令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を受け取った口座に、5月30日に振り込んでいます。
- ②の対象者は申請が必要です。必要書類等は市ホームページからダウンロードできます。



詳しくはこちら▲

問い合わせ

社会福祉課子ども福祉係 ☎ 22-7742
こども家庭庁コールセンター ☎ 0120-400-903

竹原市社会福祉協議会と協定を締結



5月31日、竹原市社会福祉協議会と竹原市は災害時の被災者生活サポートボランティアセンターの設置・運営に関する協定を締結しました。災害が発生した場合に、ボランティア活動を円滑に実施するための連携協力を行います。

問い合わせ

危機管理課 ☎ 22-2283

大栄環境株式会社と協定を締結



6月13日、大栄環境株式会社と竹原市は災害廃棄物等の処理に関する協定を締結しました。災害が発生した場合に、災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理することを目的としています。また、平時から相互に情報の共有を図ることにより、災害への備えを強化します。

問い合わせ 市民課生活環境係 ☎ 22-2279

新型コロナワクチン 令和5年春開始接種は8月末まで

問い合わせ
保健センター ☎ 22-4699

7月11日から、使用するワクチンの種類をファイザー社製ワクチンに変更します。接種を希望する人は、早めの予約をお願いします。

対象者

初回接種（1・2回目接種）を終了した以下の人

- ① 65歳以上の人
 - ② 5～64歳の基礎疾患を有する人
 - ③ 医療従事者・施設従事者等
- ※②、③の人は接種券発行のために事前申請が必要

接種費用 無料

接種時期 8月31日まで（予定）


接種間隔 前回接種日から3か月経過した後

使用ワクチン

オミクロン株対応2価ワクチン

（7月11日からはファイザー社製BA4/5を使用）

予約方法

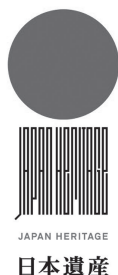
① ネット予約	 ※市のホームページからもアクセスできます。
② 電話予約	市新型コロナワクチン予約受付・相談ダイヤル ☎ 050-3625-9555（平日9時～16時）

予約受付中
です！



● ワクチン接種について困ったときは、保健センターまでお問い合わせください。

- ・接種券を失くしてしまった。
- ・子どもの接種を考えているが、どこで接種できるのか知りたい。
- ・最近竹原市に住所を変更したが、接種券が届かない。 など
- ・予約したいが、やり方が分からない。
- ・今から1回目を接種したい。



【連載】北前船日本遺産～構成文化財の紹介③～

今回は、竹原市内の北前船寄港地である竹原と忠海について、様々な地域との交流を示す構成文化財を紹介します。

製塩業を基盤に栄えた竹原には、塩の買い付けに北前船の商人が訪れました。市立竹原書院図書館資料群に含まれる「塩浜万覚書」という記録には、江戸時代末期の竹原塩の販売量は年間約16万俵、その半分ほどが北国行きであったと書かれています。竹原塩は、北前船によって瀬戸内海から日本海を廻り、東北地方にも運ばれていたのです。

忠海は三次藩の米の積出港として整備され、北前船等の廻船が寄港しました。忠海の港に現在も残っている常夜灯は、文化13（1816）年に尾道の塚脇和助という石工が制作したもので、北前船等の廻船が入港する際の目印になりました。忠海の商家である江戸屋羽白家に残っていた「御客帳」（こちらも市立竹原書院図書館資料群に含まれています）は、江戸時代後半から明治時代までの約70年間に取引をした顧客の名簿で、寄港日や交易品目が書かれています。これによると、現在の山形県・秋田県から鹿児島県までの様々な地域の顧客と取引をしていたことが分かります。

今回紹介した市立竹原書院図書館資料群と常夜灯群は、北前船に関連する様々な地域との交流について教えてくれる貴重な文化財として、北前船日本遺産の構成文化財になっています。今後も北前船日本遺産の認定を受けた自治体と連携しながら、調査を進めていきます。



問い合わせ 文化生涯学習課文化財保護係 ☎ 22-2328

「きんさい！まちの保健室」を開設します

問い合わせ

健康福祉課介護福祉係 ☎22-7743

どなたでも、気軽に立ち寄り、自分の健康のこと、家族の健康のことなどの相談ができる「きんさい！まちの保健室」を開設します。

お医者さまに行くほどでもないけれど、ちょっと気になることがあるなど、日常生活の中で、不安なことやお悩みなど気軽に相談ください。医療・介護の専門スタッフがお待ちしています。

日時 7月25日(火) 10時～12時
(奇数月第3火曜日に開設)

今月のテーマ 「健康のこと…なんでも相談」
～身体の成分を測ってみましょう
(筋肉量・体脂肪など)～

場所 市役所1階ロビー



「介護予防自主グループ」を紹介します！

自主グループのうち、今回は「太陽のように明るいグループにしたい」という想いで日々活動している、「ひまわりの会」を紹介します。

18人のメンバーのうち、90代が3人、最高齢は95歳の男性です。「(体操を続けることで)ペットボトルの蓋が開くようになった」「ここに来ることで人とのつながりができた」「とにかく楽しい」と、次々に声が挙がってくる雰囲気パワーを感じます。

「ひまわりの会」では、ただ体操をするだけでなく、みんなが笑顔で過ごせるよう、歌や踊りなども取り入れて活動しています。写真にある「長生きサンバ」を歌う日もあります。

取材当日も体操が終わった後、「鬼のパンツ」に合わせて活発に踊り、笑って終了となりました。



「ひまわりの会」

設立時期 令和2年1月

場所 第一分団長寿会館(港町)

開催日時 毎週金曜日 9時30分～11時

登録者数 18人

特徴 参加者全員がお互いを思いやって活動を行っています。パワーがもらえます。



介護予防自主グループについてのお問い合わせは、健康福祉課介護福祉係(☎22-7743)へ。

令和5年 第2回 竹原市議会定例会

6月20日から30日までの期間で、市議会定例会が開催され、報告7件、議案14件が可決・承認されました。主な議案は次のとおりです。

◆令和5年度一般会計補正予算(第1号)

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付及び子育て世帯生活支援特別給付金給付に必要な歳出予算等について、1億4,144万5千円を増額した専決処分を報告するものです。

◆令和5年度一般会計補正予算(第2号)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業として中小企業者等及び福祉・医療施設の燃料費等高騰対策事業等、並びにコワーキングスペース施設整備事業、ピースリーホームバンブー総合公園テニスコート改修事業等、新たに実施する事業に必要な歳出予算等について、4億4,536万4千円を増額するものです。

◆竹原市税条例の一部を改正する条例案

地方税法の一部が改正されたことに伴い、森林環境税の賦課徴収方法について規定するなど、必要な規定を整備するものです。

7月7日のクールアース・デーは みんなが地球を思う日です

問い合わせ

市民課生活環境係 ☎ 22-2279

平成20年7月7日、G8サミット（洞爺湖サミット）が日本で開催されたことを契機に、毎年7月7日が「クールアース・デー」と定められました。

クールアース・デーとは

天の川を見ながら、家庭や職場において、地球環境の大切さを日本国民全体で再確認し、低炭素社会への歩みを実感するとともに、それぞれができる地球温暖化対策の取組を推進するための日として設けられたものです。環境省では、その具体的な例として「COOL CHOICE」（脱炭素社会づくりに貢献する製品への買替え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する賢い選択）を提案しています。

「COOL CHOICE」の具体的な取り組み例

(1) 低炭素製品への買換え

- ・LED、エアコン、冷蔵庫、エコカー等の省エネ製品
- ・高効率給湯器、節水型トイレ
- ・高断熱高気密住宅の新築・リフォーム

(2) 低炭素サービスの選択

- ・公共交通の利用
- ・カーシェアリング
- ・スマートメーターによる「見える化」

(3) 低炭素なライフスタイルへの転換

- ・クールビズ、ウォームビズ
- ・クールシェア、ウォームシェア
- ・エコドライブ、自転車の利用
- ・森、里、川、海の保全・活用



ごみの減量を進めよう～生ごみ編～

問い合わせ

市民課生活環境係 ☎ 22-2279

家庭から出される可燃ごみの約40%は生ごみで、その生ごみの約80%が水分だと言われています。しっかりと「水切り」をすることで、重量が約10%減量できるほか、次の効果が期待できます。

【水切り効果】

- 生ごみ特有の嫌なにおいが軽減できます。
- ごみ出しの時、ごみ袋が軽くなり、運ぶ労力が軽減できます。
- ごみの水分が少ないと、ごみ処理が効率的に行われ、環境負荷の軽減につながります。

【まずは、生ごみを減らすことから始めましょう】

- ・食材は必要な分だけ買いましょう。
- ・食材は無駄なく使いましょう。
- ・作った料理は残さずおいしく食べましょう。

【生ごみはしっかりと水切りをしましょう】

- ・野菜の皮は水洗いする前にむきましょう。
- ・お茶がらやティーバッグ等、水分を多く含む生ごみは水気を絞りましょう。
- ・水気を切ったごみを乾かすことで、腐りにくく臭いの防止にもなります。



家庭ごみの収集日のお知らせ

◆7月17日（月・祝）

- もやせる物 → 収集します
- リサイクルする物 → 収集します
- 有害ごみ → 収集します

◆8月11日（金・祝）

- もやせる物 → 収集します

◆8月15日（火）

- もやせる物 → お休みします
- リサイクルする物 → 8月22日（火）に収集します

●ごみは当日の朝に出しましょう

ごみを前日の夜やそれよりも前に出すと、動物がごみを荒らしたり、異臭の原因になったりします。また、不法投棄ごみが増える原因にもなるため、ごみは当日の朝に出しましょう。

収集は8時から順次開始しています。時間を過ぎてから出すと、取り残される可能性があります。

ごみは収集日当日の朝6時頃から8時までに出すようにしましょう。

問い合わせ 市民課生活環境係 ☎ 22-2279

令和5年度国民健康保険税のお知らせ

問い合わせ

税務課市民税係 ☎ 22-7732

●令和5年度の税率

国民健康保険税は、世帯ごとに計算し世帯主に課税されます。

税額は、①医療給付費分、②後期高齢者支援金等分、③介護納付金分の3つの合計額です。

区分	算定方法	①医療給付費分 (0～74歳)	②後期高齢者支援金等分 (0～74歳)	③介護納付金分 (40～64歳)
所得割額	(被保険者の総所得金額等 －43万円)×税率(%)	6.89%	2.59%	2.10%
均等割額	被保険者数×税額 ※未就学児はカッコ内の額	29,000円 (14,500円)	10,800円 (5,400円)	10,700円
平等割額	一世帯あたり	19,000円	6,900円	5,200円

●令和5年度の軽減判定所得の基準額

地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額を変更します。

軽減割合	前年の世帯の合計所得
7割軽減	430,000円 + (注1)の額 以下
5割軽減	430,000円 + (290,000円 × 被保険者数) + (注1)の額 以下
2割軽減	430,000円 + (535,000円 × 被保険者数) + (注1)の額 以下

(注1) 世帯主及び被保険者に給与所得又は公的年金所得を有する人がいる場合には、その合計人数から1を減じた数に10万円を乗じた額

介護保険負担割合証を更新します

問い合わせ

健康福祉課介護福祉係 ☎ 22-7743

毎年8月、要介護認定を受けている全ての人を対象に「介護保険負担割合証」を更新します。

65歳以上の被保険者にかかる介護保険サービスの利用者負担割合は、前年の所得により決定します。

新しい証は、7月下旬に送付しますので、有効期限を過ぎた証は、各自で破棄するか健康福祉課又は忠海支所へ返却してください。

●利用者負担の割合

本人合計所得金額	年金収入＋その他の合計所得金額		割合
	同一世帯に65歳以上が1人	同一世帯に65歳以上が2人以上	
220万円以上	340万円以上	463万円以上	3割
	280万円以上 340万円未満	346万円以上 463万円未満	2割
	280万円未満	346万円未満	1割
160万円以上 220万円未満	280万円以上	346万円以上	2割
	280万円未満	346万円未満	1割
上記以外及び市民税非課税者・40歳以上65歳未満の人・生活保護受給者			1割

※「合計所得金額」とは、収入額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

●介護保険負担割合証の色

証の色 (7月31日まで)	証の色 (8月1日から)
うぐいす色	紫色

後期高齢者医療制度 令和5年度の保険料のお知らせ

問い合わせ

市民課医療年金係 ☎ 22-7734

●保険料をお知らせします

- ①令和4年中所得をもとに計算した保険料額決定通知書を、7月中旬にお届けします。
- ②保険料の納付方法は、原則、年金天引き（特別徴収）となりますが、7月から9月は納付書等（普通徴収）による納付の場合があります。
- ③保険料に関する通知書が届いた場合には、計算・納付方法等のご確認をお願いします。
- ④後期高齢者医療制度の令和5年度保険料は、保険料率は昨年度と変わりませんが、保険料の均等割額の基準が一部変わります。

●保険料の決め方

年間保険料
(限度額 66 万円)

均等割額 45,840 円	+	所得割額 所得割率 8.67%
------------------	---	--------------------

※保険料は、4月から翌年3月までの1年間で計算します。

※所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除) × 0.0867

●所得の低い世帯の被保険者への保険料軽減

所得の低い世帯の被保険者には、これまでと同じく均等割額の軽減措置がありますが、一部均等割額を減額する基準が変わります。

給与所得者等の数	世帯主及び世帯内の被保険者の前年中所得の合計額	軽減後の均等割額
1人以下 の場合	43万円以下	7割軽減 13,752円/年
	43万円 + (29万円 × 被保険者数) 以下	5割軽減 22,920円/年
	43万円 + (53万5千円 × 被保険者数) 以下	2割軽減 36,672円/年
2人以上 の場合	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	7割軽減 13,752円/年
	43万円 + (29万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	5割軽減 22,920円/年
	43万円 + (53万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	2割軽減 36,672円/年

※「給与所得者等」とは、給与所得又は公的年金に係る雑所得がある人です。

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り15万円を限度として控除があります。

(生年月日が昭和33年1月1日以前の人)

※所得等の申告がない場合は、軽減されません。

●健保組合等の被扶養者であった被保険者への保険料軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等（国保及び国保組合は除く）の被扶養者であった被保険者については、所得割額の負担はありません。また、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減され、令和5年度の年間保険料額は22,920円になります。ただし、均等割額の7割軽減にも該当する人については、年間保険料額が13,752円になります。

●国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が二重にかかることはありません

後期高齢者医療制度の被保険者になると、制度加入前の医療保険の資格は喪失します。後期高齢者医療制度加入前に国民健康保険に加入していた場合、後期高齢者医療制度に加入した月から国民健康保険税はかからなくなります。

※ただし、国民健康保険税は世帯主に課税するため、後期高齢者医療制度に加入した人が世帯主となっている世帯に国民健康保険の加入者がいるときは、世帯主に国民健康保険税の通知が届きます。

限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について

問い合わせ

市民課医療年金係 ☎ 22-7734

● 国民健康保険・後期高齢者医療制度

手術や入院などで医療費が高額になりそうな場合は、限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けましょう。医療機関等の窓口でのお支払いの際に、限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると、窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、非課税世帯の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を病院の窓口へ提示すると、入院時の食事代の標準負担額が減額されます。

対象者			申請	申請に必要なもの
69 歳まで	世帯主または国保の加入者に、市民税課税者がいる人		必要	
	世帯主及び国保の加入者全員が市民税非課税の人			
70 歳から 74 歳まで	自己負担割合	3割 市民税課税所得金額が 690 万円以上の国保加入者（70 歳以上に限る）が同一世帯にいる人	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証 ・マイナンバー確認ができるもの ・本人確認ができるもの
		3割 市民税課税所得金額が 145 万円以上 690 万円未満の国保加入者（70 歳以上に限る）が同一世帯にいる人	必要	
		2割 上記に該当しない市民税課税世帯の人	不要	
		2割 世帯主及び国保の加入者全員が市民税非課税の人	必要	
後期高齢者 医療加入者 (原則 75 歳以上)	自己負担割合	3割 市民税課税所得金額が 690 万円以上の後期高齢者医療加入者が同一世帯にいる人	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険証 ・マイナンバー確認ができるもの ・本人確認ができるもの
		3割 市民税課税所得金額が 145 万円以上 690 万円未満の後期高齢者医療加入者が同一世帯にいる人（未申請の人）	必要	
		2割 上記に該当しない市民税課税世帯の人	不要	
		1割 同一世帯の全員が市民税非課税の人（未申請の人）	必要	

※自己負担限度額等については、市民課医療年金係（☎ 22-7734）へお問い合わせください。

国民健康保険に加入している人で、令和5年8月1日以降も引き続き限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証が必要となる人は、更新手続きが必要となります。なお、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、令和5年度も引き続き非課税世帯に該当する人には、7月上旬に更新の申請書を送付します。

後期高齢者医療・国民健康保険被保険者証を更新します

問い合わせ

市民課医療年金係 ☎ 22-7734

現在お使いの保険証の有効期限は、7月31日までです。8月1日以降に診療を受けられる場合は、新しい保険証をお使いください。有効期限を過ぎた証は、各自で破棄するか市民課又は忠海支所へ返却してください。

対象被保険者証	証の色（7月31日まで）	証の色（8月1日から）
国民健康保険	水色	オレンジ色
後期高齢者医療	オレンジ色	紫色

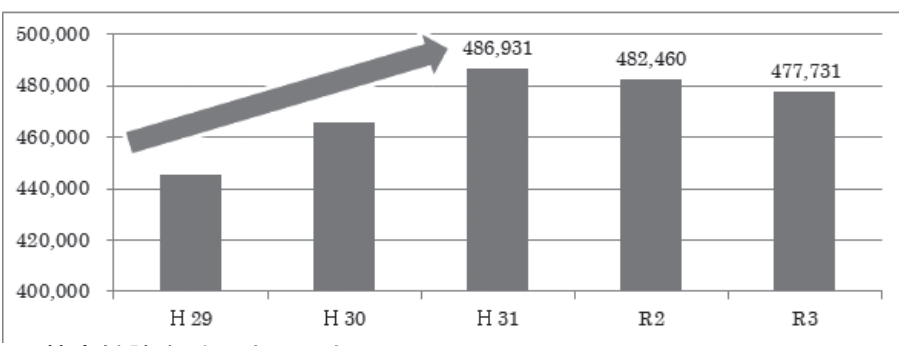
●必要な医療を安心して受けるために…

必要な医療を安心して受けることができる制度を維持していくためには、一人ひとりが生活習慣を見直し、生活習慣病の発症や重症化を防ぐことが必要です。

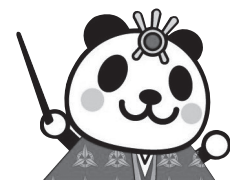


●竹原市国民健康保険の医療費

竹原市における国保被保険者一人当たりの年間医療費は、被保険者の高齢化や医療技術の進歩等による医療費単価の高額化などの影響もあり、増加傾向にあります。平成31年度（令和元年度）から令和3年度にかけて、緩やかに減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大が受診状況に大きく影響したものと考えられます。



◀竹原市国民健康保険
一人当たりの医療費



●特定健診を受けましょう！

初期段階の生活習慣病を見つけるには、毎年特定健診を受けて身体の状態を確認し、生活習慣を見直すなど健康維持のためのサイクルを作ることが有効です。広報たけはら5月号と一緒に配布した「令和5年度竹原市の健康診査のお知らせ」を確認して、自分にあった方法で受診しましょう。

●コロナ禍でも医療機関で必要な受診を！

過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。医療機関や健診会場は感染予防対策をしていますので、健診や持病の治療など、必要に応じて受診してください。

「インボイス制度説明会」のお知らせ

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まります。インボイスを発行できる「インボイス発行事業者」となるための登録申請が必要です。

制度について正しく理解をしていただき早期の手続きを行っていただくため、説明会を開催(無料)します。また、登録要否の判断でお困りの方は「登録要否相談会」も開催しますので、ぜひご参加ください。

開催日 7月26日(水)、8月25日(金)、9月27日(水)

内容区分	開催時間	定員	開催場所
【基礎編】(課税事業者向け)	10時～11時	24人	竹原税務署1階会議室 (竹原市中央三丁目2番12号)
【導入編】(免税事業者向け)	13時30分～15時	24人	
【登録要否相談会】(一人1時間程度)	11時～12時、15時～17時	6人	



※説明会は事前予約制です。税務署の窓口又は電話により予約をお願いします。

詳しくはこちら▲

※個人事業者の方で登録申請される場合は①スマートフォン②マイナンバーカード(暗証番号が必要)をご持参ください。

問い合わせ 竹原税務署 調査部門 ☎ 22-0517

骨折を予防して健康寿命を延ばそう！②～運動編～

高齢者の骨折の主な要因は、大きく分けて「骨粗しょう症」と「転倒」です。

「転倒」は自分の身体状況に関連した「内的要因」と、外部環境に関連した「外的要因」に分けられます。

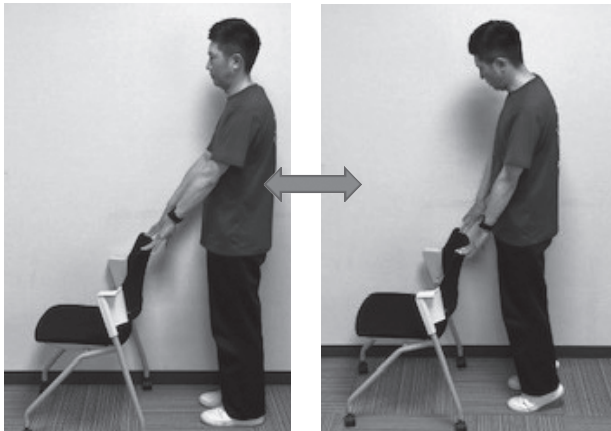
今回は、内的要因である「筋力の低下」「バランス能力の低下」を防いで転倒を予防し、骨も強くする体操を2つご紹介します。

転倒の要因	
内的要因 ●筋力の低下 ●バランス能力の低下 ○視野、視力の低下 ○注意力の低下 ○服薬状況	外的要因 ○住環境 ○履物 ○路面状況 ○明るさ ○障害物

かかと落とし

10回×3セット

- 安定した所を持ち、足を肩幅くらいに開く。
- つま先立ちをするようにかかとを上げたあと上げたかかとをストンと下ろす。



効果 ふくらはぎと足指の筋肉を鍛える
足の付け根の骨を強くする

開眼片足立ち

右足左足1分ずつ
×1セット

- 安定した所を持ち、片足立ちを1分間行う。
- 難しい場合は時々足を下ろしながら行う。

注意

バランスを崩さないように気をつけて行いましょう！



効果 バランス能力を高める
足の付け根の骨を強くする

これらの体操の他、ウォーキングもお勧めです。ウォーキングは体力・筋力を維持するだけでなく、認知症や生活習慣病予防にも効果的と言われています。体調に合わせて1日1,000歩くらいから始めて7,000～8,000歩を目標に行ってみましょう。

問い合わせ 市民課医療年金係 ☎22-7734

農業委員会の活動を紹介します

農業委員会は、農業委員7名と農地利用最適化推進委員13名で構成され、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進に取り組んでいます。

農業委員会が農地利用の集積を行い、竹原市で営農を始めた蓮根農家の(株)笑福蓮根^{あさうみ}・浅海さんからは「所有者が安心して農地の貸し借りに応じてくれ、話がスムーズにあって助かりました。農地を借りた後も農業委員会が地域との関わり等について気にかけてくれるので安心です。」とのお話もいただいています。

農業委員会は、農業者の皆様と関わりが深く、農地を守るために非常に重要な役割を担っています。

問い合わせ

竹原市農業委員会事務局 ☎22-7762



▲(株)笑福蓮根・浅海さん